株 主 総 会 参 考 書 類

別　添　資　料

目　次

別添資料１：当社の各財務アドバイザーによる財務分析の概要…… 1
別添資料２：当社の各財務アドバイザーによるフェアネス・オピニオンに関する補足説明…… 9
別添資料３：株式会社東京証券取引所グループの最終事業年度に係る計算書類等の内容……12

株式会社大阪証券取引所

別添資料１：当社の各財務アドバイザーによる財務分析の概要

（ゴールドマン・サックス）

（１）本合併比率について

ゴールドマン・サックスは，本合併比率に関する平成23年11月22日付の算定書（以下「ＧＳ合併比率算定書」といいます。）を作成する過程の一環として，本公開買付けが東証グループに与える財務的影響を織り込んだ上で，貢献度分析，ＤＣＦ分析及び類似会社比較法を行いました。なお，本公開買付けを通じた東証グループの取得株数は135,001株－179,999株，１株当たり取得金額は480,000円を前提としております。各手法の分析結果として，合併比率の算定レンジとして下記のレンジが示されております。なお，下記のレンジは，東証グループの普通株式１株に割り当てられる当社の普通株式数を記載したものです。

１．貢献度分析　　0.185 ～ 0.285

貢献度分析については，ゴールドマン・サックスは，当社及び東証グループのそれぞれについての平準化当期純利益，純資産及びＥＢＩＴＤＡを参照しております。なお，貢献度分析については，公開されている当社及び東証グループの過去財務数値，並びに，ゴールドマン・サックスによる使用につき当社の了承を得た，当社の経営陣が作成した当社自らによる一定の社内財務分析及び財務予測並びに東証グループの経営陣が作成し当社の経営陣が調整を行った東証グループの一定の社内財務分析及び財務予測（以下これらを総称して「本財務予測」といいます。）に基づいております。

２．ＤＣＦ分析　　0.195 ～ 0.222

ＤＣＦ分析については，ゴールドマン・サックスは，本財務予測，当社の平成23年９月30日に終了した第２四半期の第２四半期報告書における平成23年９月30日時点での当社の純有利子負債，及び東証グループの平成23年９月30日に終了した第２四半期の第２四半期決算短信における平成23年９月30日時点での東証グループの純有利子負債を適用しております。ゴールドマン・サックスは，当社及び東証グループの普通株式価値の算定レンジを計算するにあたり，当社については当社の推定加重平均資本コストを踏まえ，6.0％を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて，東証グループについては東証グループの推定加重平均資本コストを踏まえ，5.0％を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて，当社及び東証グループがそれぞれ財務予測期間において生み出す将来フリーキャッシュフローを割り引いております。また，ゴールドマン・サックスは，当社及び東証グループそれぞれの財務予測期間の最終年度末におけるターミナル・バリューの算出にあたっては，0.0％を中央値とする一定の範囲の永久成長率を用いております。その上で，当社及び東証グループの普通株式の現在割引価値を算出するため，当社については6.0％，東証グループについては5.0％を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて当該ターミナル・バリューを割り引いております。

３．類似会社比較法 0.144 ～ 0.230

類似会社比較法については，ゴールドマン・サックスは，グローバル取引所業界の上場企業であるDeutsche Boerse AG，NYSE Euronext，ASX Limited，The NASDAQ OMX Group，Inc.，London Stock Exchange Group plc，TMX Group Inc.，Bolsas y Mercados Españoles，Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros，S.A.，CME Group Inc.，IntercontinentalExchange，Inc. 及び CBOE Holdings，Inc. を当社の類似会社（以下これらを総称して「当社類似会社」といいます。）として，Deutsche Boerse AG，NYSE Euronext，ASX Limited，The NASDAQ OMX Group，Inc.，London Stock Exchange Group plc，TMX Group Inc. 及び Bolsas y Mercados Españoles，Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros，S.A. を東証グループの類似会社（以下これらを総称して「東証グループ類似会社」といいます。）としております。これらの当社類似会社又は東証グループ類似会社は，当社又は東証グループと直接的には比較可能ではないものの，分析の目的からは当社又は東証グループと事業内容が類似していると考えられます。ゴールドマン・サックスは，平成23年11月４日を基準日として，直近の公開情報に基づいて計算される当社類似会社又は東証グループ類似会社の2011年度及び2012年度の一定の範囲の予測財務評価倍率を，本財務予測において対応する財務数値に適用して，当社及び東証グループの普通株式価値を計算しております。

（２）補足事項

ゴールドマン・サックスのアドバイザリー・サービス及びＧＳ合併比率算定書は，当社の取締役会が本経営統合を検討するにあたり，情報を提供し支援する目的のためのみに提供されたものです。ＧＳ合併比率算定書は，当社株主の本合併又はその他の事項に関する議決権行使に対して何らかの推奨を行うものではありません。また，ゴールドマン・サックスは，特定の合併比率を当社に対して推奨したことはなく，また，特定の合併比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。

ＧＳ合併比率算定書は必然的に，平成23年11月21日における経済環境，金融環境，市場環境及びその他の状況，並びに当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており，ゴールドマン・サックスは，当該日以降に発生するいかなる事情，変化又は事由に基づき，ＧＳ合併比率算定書を更新し，改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また，そのような更新，改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって，ＧＳ合併比率算定書は平成23年11月21日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。また，本財務予測については，当社の経営陣において現時点で得られる最善の予測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを，当社の同意に基づき，前提としております。なお，特に明記されている場合を除き，ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは，平成23年11月21日以前の市場データに基づいており，必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

（注）　ゴールドマン・サックスが，ＧＳ合併比率算定書及びＧＳ意見書（「別添資料２：当社の各財務アドバイザーによるフェアネス・オピニオンに関する補足説明」にて定義）の作成，並びにＧＳ意見書の補足財務分析（以下ＧＳ意見書と併せて「ＧＳフェアネス資料」といいます。）を行うにあたっての前提条件，手続き，考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（以下併せて「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は様々な個人及び法人顧客のために，投資銀行業務，財務アドバイザリー・サービス，商業銀行業務，証券取引，投資顧問，自己勘定投資，フィナンシャル・プランニング，報酬に関する助言，リスク管理，ヘッジ取引，資金調達，仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで，ゴールドマン・サックス・グループは，第三者，当社及び東証グループ並びにそれらの関係会社のエクイティ証券，負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。），又は本統合契約が企図する取引（以下「本件取引」といいます。）に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき，自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り，又は投資し，積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。また，両社の平成24年10月29日付プレスリリース「株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所グループの合併等に関するお知らせ」に記載されている「４．本合併の当事会社の概要（平成24年３月31日現在）(14) 大株主及び持株比率（平成24年９月30日時点）」のとおり，ゴールドマン・サックスは，平成24年９月30日の時点で，東証グループの発行済株式の2.61％を保有しております。ゴールドマン・サックスは，本件取引に関し当社の財務アドバイザーを務め，本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは，本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。），当社は，ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること，及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また，ゴールドマン・サックス・グループは，将来，当社及び東証グループ並びにそれらの関係会社に対して，投資銀行業務を提供する可能性があり，ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

ＧＳ合併比率算定書及びＧＳフェアネス資料の作成にあたり，ゴールドマン・サックスは，本統合契約，当社の平成23年３月31日に終了した５事業年度の有価証券報告書，当社の平成23年９月30日に終了した第２四半期の第２四半期報告書，東証グループの平成23年３月31日に終了した４事業年度の決算短信，株式会社東京証券取引所の平成19年３月31日に終了した事業年度の決算短信，東証グループの平成23年９月30日に終了した第２四半期の第２四半期決算短信，その他の当社及び東証グループによるそれぞれの株主に対する一定のコミュニケーション，当社に関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート，本財務予測，当社の経営陣により予測・作成され，ゴールドマン・サックスの使用につき当社の了承を得た本件取引によるコスト削減及び事業シナジー予測（以下「本シナジー予測」といいます。）等について検討しました。また，ゴールドマン・サックスは，当社及び東証グループの経営陣から本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についての当社及び東証グループの評価，過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しについて話を聞きました。さらに，ゴールドマン・サックスは，当社の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し，当社の財務及び株式市場における一定の情報並びに東証グループの財務情報を，他の一定の公開会社の類似の財務及び株式市場における情報と比較し，グローバル取引所業界を中心に，その他の業界も含めた最近の経営統合事例における財務条件を検討し，ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し，その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施，ＧＳ合併比率算定書及びＧＳフェアネス資料の作成にあたり，ゴールドマン・サックスは，ゴールドマン・サックスに対して提供され，ゴールドマン・サックスが話を聞き，又はゴールドマン・サックスが検討した財務，法務，規制，税務，会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について，何ら独自の検証を行う責任を負うことなく，これに依拠し，またこれを前提としています。ゴールドマン・サックスは，本財務予測及び本シナジー予測が当社の経営陣によって現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを，当社の同意に基づき，前提としています。さらに，ゴールドマン・サックスは，当社又は東証グループ或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか，資産及び負債（偶発的なもの，派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価或いは鑑定を行っておらず，かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは，本件取引を完了するために必要な全ての政府，監督機関その他の許認可が，当社又は東証グループ，若しくは本件取引から期待される利益に対して，ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは，本件取引（本合併を含みます。）が，本統合契約に規定された条項に基づいて実行され，かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

ＧＳ合併比率算定書及びＧＳフェアネス資料は，本件取引を行うに際しての当社の経営上の意思決定或いは当社がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく，いかなる法律，規制，税務，会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスは当社の買収あるいは当社との事業統合に関して第三者に働きかけを行うような依頼をされておらず，また実際に働きかけを行っておりません。ＧＳ意見書は，ＧＳ意見書の日付現在において，本統合契約に基づく本合併比率が当社にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また，ゴールドマン・サックス及びＧＳフェアネス資料は本件取引におけるその他のいかなる条項又は事象，又は本統合契約において企図されている又は本件取引に関連して締結又は修正されるその他全ての契約又は法的文書におけるいかなる条項又は事象（当社の普通株式以外の証券の保有者，債権者，その他の利害関係者にとっての本件取引の公正性，又はこれらの者が本件取引に関連して受領される対価の公正性を含むがこれらに限られない。），に関して意見又は考察を述べるものではなく，本統合契約に基づく本件取引に関連するか否かを問わず，当社の役員，取締役，従業員等に対して本件取引に関連して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質について，ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく，ＧＳフェアネス資料はそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは，当社の普通株式の将来の取引価格や，本件取引の影響による当社又は東証グループの支払能力や存続性，当社又は東証グループのそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。なお，ＧＳ意見書は，ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。

ＧＳ合併比率算定書及びＧＳフェアネス資料の一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。ＧＳ合併比率算定書及びＧＳフェアネス資料を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは，ＧＳ合併比率算定書及びＧＳフェアネス資料についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に対しても特定の依拠をするものではありません。

（ＳＭＢＣ日興）

ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の分析及び算定にあたり，当社及び東証グループのそれぞれについて，類似上場会社比較法及びＤＣＦ法の各手法を用いて算定を行いました。類似上場会社比較法については，当社及び東証グループと類似性があると判断される類似上場会社として，CME Group Inc.，Deutsche Boerse AG，IntercontinentalExchange Inc.，NYSE Euronext，ASX Limited，Nasdaq OMX Group Inc.，London Stock Exchange Group plc，TMX Group Inc.，CBOE Holdings Inc. 及び Bolsas y Mercados Españoles S.A. を選定しております。ＤＣＦ法については，ターミナル・バリューを「永久キャッシュ・フロー法」及び「マルチプル（倍率）法」により算出しております。永久キャッシュ・フロー法では永久成長率として，当社及び東証グループについて-0.25～0.25％を使用しております。マルチプル法ではＥＢＩＴＤＡマルチプルとして，当社及び東証グループについて6.26～7.65xを使用しております。また，割引率は，当社及び東証グループについて5.79～6.79％を使用しております。

各手法による算定結果は以下のとおりです。なお，以下の合併比率の評価レンジは，当社の普通株式１株当たりの株式価値を１とした場合における，東証グループの普通株式１株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の評価レンジ
類似上場会社比較法	0.114 ～ 0.220
ＤＣＦ法	0.141 ～ 0.231

なお，ＳＭＢＣ日興がＤＣＦ法の採用にあたり，前提とした両社の事業計画において，大幅な増減益は見込んでおりません。（但し，特定の事業年度に係る税効果の影響によるものは除きます。）

（注）　ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の分析・算定を行うにあたり，ＳＭＢＣ日興に提供された情報及び公開されている情報その他一切の情報が，全て正確かつ完全であることを前提としており，また，これらの情報の正確性及び完全性に依拠し，その正確性及び完全性について独自に検証を行っておりません。ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報でＳＭＢＣ日興に対して未開示である情報が存在しないことを前提としています。ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の分析・算定を行うにあたり，当社及び東証グループとそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品，簿外資産及び負債，その他の偶発債務を含みます。）について，個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め，ＳＭＢＣ日興による独自の評価，鑑定，査定，調査及びその実在性の検証は行っておらず，また，第三者機関への鑑定，査定，調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。ＳＭＢＣ日興に提供された当社及び東証グループに関する財務予測並びにその他将来に関する情報については，当社の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され，その予測等に従って，当社及び東証グループの財務状況が推移することを前提としており，ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の分析・算定を行うにあたり，独自の調査をすることなく，これらの予測及びそれに関連する資料に依拠しています。ＳＭＢＣ日興はかかる財務状況等の予測が実現可能であること，及び実際の結果がこれらの予測に近似することについて，何らの保証をするものではありません。

上記の算定結果は，本経営統合の実行に必要な一切の政府，監督官庁その他による同意若しくは許認可の取得，その時期又は条件等が，本経営統合を実行した場合に当社若しくは東証グループの事業の予測される利益に負の影響を与えることなくかかる同意又は許認可が得られるものであることを前提としており，これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

上記の算定結果は，平成23年11月21日現在の金融及び資本市場，経済状況並びにその他の情勢を前提としており，また，平成23年11月21日までにＳＭＢＣ日興に提供され又はＳＭＢＣ日興が入手した情報に基づいて，平成23年11月21日時点における本合併比率の算定結果を述べたものです。今後の状況の変化により上記の算定結果の内容に影響を受けることがありますが，ＳＭＢＣ日興はその意見を修正，変更又は補足する義務を負いません。また，上記の算定結果は，本書に明示的に記載された事項以外，又は平成23年11月21日以降に関して，何らの意見を推論させ，示唆するものではありません。

ＳＭＢＣ日興は，本経営統合に関して，当社の財務アドバイザーを務めており，そのサービスの対価として当社から手数料を受領する予定です。また，上記の算定結果の提出にあたっては当社とＳＭＢＣ日興との契約に規定する免責・補償条項が適用されます。ＳＭＢＣ日興及びその関係会社は，当社，東証グループ，又はそれらの関係会社に対して，投資銀行業務その他の証券／金融商品取引関連業務及び銀行業務等を行い又は将来において行い，報酬等を受領する可能性があります。また，通常の業務の過程において，当社，東証グループ又はそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し又は所有することがあります。

上記の算定結果は，本経営統合実行前の当社及び東証グループの普通株式の価値又は株価水準並びに本経営統合実行後の当社の普通株式の価値又は株価水準について意見を述べるものではありません。上記の算定結果に記載された内容は，当社の取締役会が本合併比率を検討するにあたり参考情報を提供することのみを目的としています。ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定について意見を述べること，又は当社が本経営統合を遂行若しくは実行するという事業上の意思決定（他の事業戦略や取引と比較した上での是非を含みます。），本経営統合のストラクチャーやこれに代替するストラクチャーの有無若しくは有効性，本経営統合のストラクチャーとこれに代替するストラクチャーとを比較した上での是非について意見を述べることを要請されておらず，上記の算定結果においてもかかる点についての意見を述べておりません。

上記の算定結果に記載された内容は，当社の株主に対して本経営統合に関する株主権の行使その他の関連する事項について何らの推奨を行うものではなく，また，当社の株主やその他の者に対して，当社株式の譲渡，譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。

（モーリス）

モーリスの分析は，2011年11月21日に当社の取締役会に提供され，それはその際における一定の前提，留保，制限及び手順を条件としております。これらにつきましては，下記（注）をご参照ください。

モーリスは，市場株価法（当社のみ），類似上場企業比較法，及びＤＣＦ法に基づいた評価分析を実施して，(i)当社株式の１株当たりの評価及び（ii)本合併比率を分析しました。モーリスは，かかる目的のため当社と東証グループのそれぞれについてスタンドアローンとしての評価を行いました。

市場株価法は，当社の2011年11月４日（以下「基準日」といいます。）の終値及び基準日に先立つ12か月間に基づき行いました。

類似上場企業比較法は，当社と東証グループのそれぞれに類似する特性を持つ他の証券取引所の評価倍率に基づき行われ，特に Chicago Board Options Exchange，Chicago Mercantile Exchange，Deutsche Boerse，IntercontinentalExchange，London Stock Exchange，NYSE Euronext を勘案しました。分析においては，当社からモーリスに提供された当社と東証グループに関する財務予想から導いた財務指標に倍率を適用しました。

ＤＣＦ法は，当社からモーリスに提供された当社と東証グループのスタンドアローンベースの財務予想に基づき行いました。分析においては，6.5％～7.5％の幅の割引率を使用し，同割引率及び0.25％～0.75％の幅の永久成長率を前提にしたターミナルバリューを勘案しました。

下記の１株当たりの評価は，スタンドアローンとしての当社株式の１株当たり評価の範囲を示しています。本合併比率は，東証グループ普通株式１株に対して割り当てられるべき当社の普通株式の株式数の範囲を表しています。

手法	当社の１株当たりの評価の範囲
市場株価法	365,000円 ～ 398,597円
類似上場企業比較法	351,994円 ～ 453,657円
ＤＣＦ法	423,853円 ～ 494,027円

手法	本合併比率の範囲
類似上場企業比較法	0.1538 ～ 0.2272
ＤＣＦ法	0.1397 ～ 0.1927

（注）　モーリスの分析及びモーリスフェアネスオピニオン（別添資料２：当社の各財務アドバイザーによるフェアネス・オピニオンに関する補足説明」にて定義）を提供するにあたり，モーリスは，提供された一切の財務予測が（a）当社の将来の業績に関しては，当社の経営陣が入手可能な最良の予測及び判断を，また（b）東証グループの将来の業績に関しては，当社及び東証グループの経営陣が入手可能な最良の予測及び判断を反映し合理的に作成されたとの前提に立ってます。モーリスの分析及びモーリスフェアネスオピニオンを提示するにあたり，モーリスはそのような見積もり及び予測の合理性についての見解は一切表明しません。モーリスの分析及びモーリスフェアネスオピニオンは，2011年11月21日における業界の業績，規制環境，事業，経済，市場，財務その他の状態全般，及び同日におけるモーリスが入手可能な情報に基づいています。比較目的のための分析に使用された企業又は取引は，当社，東証グループ，又はこれらの当事者にかかわる現在の取引と同一ではありません。さらに，事業，企業，又は有価証券の価値に関係する分析及び見積もりは査定ではなく，かかる分析に基づく株式の価値の範囲はかかる事業，企業，又は有価証券が実際に売却される現在又は将来の価格を示唆しない可能性があります。かかる現在又は将来の価格は，それらの分析によって示唆されるものとは大幅に異なるものとなることがあります。将来の結果についての予測に基づいた分析は，必ずしも実際の将来の結果を示唆するものではなく，実際の結果はかかる分析が示唆するものよりも大幅に有利又は不利になることがあります。したがって，上記分析は，各当事者又はそのそれぞれのアドバイザーの支配が及ばない多数の要因又は事象に基づくものとして本質的に不確実性を伴うものであるため，モーリス又はその他いかなる者も将来の結果がそれらの予測と大幅に異なるものとなった場合の責任を負いません。

モーリスはまた，本公開買付け及びその後の本合併が当社及び東証グループの株主によりそれぞれ承認されること，並びに重要な条件又は合意の放棄，変更又は修正なく，契約の規定の条件に従って完了することを前提とし，かつ，(a)最終的に締結された本統合契約の形式が，当社が検討した草案と重要な点において相違しておらず，また東証グループ及び当社が本統合契約の重要な条件のすべてを遵守すること，並びに(b)本公開買付け及び本合併に関する書類の条件が本統合契約の条件と重要な点において相違しておらず，また東証グループ及び当社がかかる書類の重要な条件のすべてを遵守することを前提としました。またモーリスは，当社の同意の下，本合併に必要となる政府や規制機関等による承認，同意，免除及び放棄を取得する過程で，当社若しくは東証グループ又は本合併により見込まれている便益に悪影響を及ぼす遅延，制約，制限又は条件（事業の処分要請，修正若しくは変更を含みます。）が課されないことを前提としました。さらに，モーリスは，当社の同意の下，東証グループによる本公開買付けにより取得された当社の普通株式が，本合併が完了するまでの間，東証グループにより保有され，本合併が完了するに伴い統合された会社の自己株式になることを前提としました。

モーリスは，本公開買付け及び本合併との関連において当社に対する独立したフィナンシャル・アドバイザーとして活動しており，本公開買付け及び当社の普通株式の保有者による本合併の承認を条件として役務に対する報酬を受け取ります。モーリス又はその関係会社及びこれらの従業員，役員，及びパートナーは，当社の有価証券を任意の時点において保有することがあり得ます。モーリスは，当社と東証グループ又はそれぞれの代表者間の協議又は交渉に参加していません。モーリスは，当社に対し，特定の本公開買付価格（東証グループにより当社普通株式に対し平成24年７月11日から平成24年８月22日まで実施された公開買付けにおける公開買付価格を示します。以下同様。）若しくは本合併比率の推奨をしておらず，また，特定の本公開買付価格のみが適切であること若しくは特定の本合併比率のみが適切であることを推奨しているわけではありません。

モーリスフェアネスオピニオン又はモーリスの分析は，本公開買付け若しくは本合併を実施しようとする当社の基本的な事業決定又は当社が取り得る他の事業戦略若しくは取引と比較した場合の本公開買付け及び本合併の相対的な利点について述べるものではなく，また当社の普通株式の保有者に対して，本公開買付けに応じるべきか又は本公開買付け及びその後の本合併に関してどのように議決権を行使すべきかについて推奨を行うものでもありません。本公開買付け又はその後の本合併の条件又はその他の側面（全体的な取引のストラクチャーを含みますが，それに限られません。）については，いかなる意見又は見解も表明されていません。さらに，本公開買付価格及び本合併比率又は本公開買付け及びその後の本合併を実行するという当社の基本的な事業決定の相対的公正性については，いかなる意見又は見解も表明されていません。モーリスは，本合併に際して新たに発行される当社の普通株式の発行価額について，又は当社株式が本合併の発表若しくは完了の後に取引される価格について，一切の意見を表明していません。モーリスは，2011年11月21日より後に知ることとなったモーリスの分析又はモーリスフェアネスオピニオンに影響を及ぼす事実又は事柄の変更について，いかなる者に通知する約束をせず，また義務を負わないことを表明します。モーリスフェアネスオピニオン及びモーリスの分析は，もっぱら本公開買付け及びその後の本合併の評価に際しての当社の取締役会の使用及び便益に供されるものであり，当社の株主又はその他の者が依拠することはできません。モーリスは，法務，会計又は税務に関する事柄について，一切助言を行っていません。

別添資料２：当社の各財務アドバイザーによるフェアネス・オピニオンに関する補足説明

（ゴールドマン・サックス）

当社はゴールドマン・サックスより，一定の条件（前述の制約，前提，その他の事項を含みます。）の下に，当該日現在において，（１）本統合契約に基づく本合併比率が当社にとって財務的見地から公正である旨，及び（２）本統合契約に基づいて行われる本公開買付けにおいて当社普通株主に支払われる公開買付価格が，本統合契約において企図された本合併が成立することを前提に，公開買付者及びその関連会社を除く当社株主にとって財務的見地から公正である旨の，平成23年11月22日付フェアネス・オピニオン（以下「ＧＳ意見書」といいます。）を受領しています。

ＧＳ意見書は，当社の取締役会が本経営統合を検討するにあたり，情報を提供し支援する目的のためのみに提供されたものです。ＧＳ意見書は，当社株主の本公開買付けへの応募又は当社株主の本合併又はその他の事項に関する議決権行使に対して何らかの推奨を行うものではありません。

ＧＳ意見書は必然的に，平成23年11月21日における経済環境，金融環境，市場環境及びその他の状況，並びに当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており，ゴールドマン・サックスは，当該日以降に発生するいかなる事情，変化又は事由に基づき，ＧＳ意見書を更新し，改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また，そのような更新，改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって，ＧＳ意見書は平成23年11月21日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。

（ＳＭＢＣ日興）

当社はＳＭＢＣ日興より，平成23年11月21日付にて，記載されている一定の前提条件のもと，同日の時点で，本合併比率が当社の普通株主にとって財務的見地より妥当であり，かつ，当社の少数株主にとって不利益なものでない旨のフェアネス・オピニオンを取得しています。

（注）　ＳＭＢＣ日興は，上記のフェアネス・オピニオン（以下「本意見表明」といいます。）を提出するにあたり，ＳＭＢＣ日興に提供された情報及び公開されている情報その他一切の情報が，全て正確かつ完全であることを前提としており，また，これらの情報の正確性及び完全性に依拠し，その正確性及び完全性について独自に検証を行っておりません。ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報でＳＭＢＣ日興に対して未開示である情報が存在しないことを前提としています。ＳＭＢＣ日興は，本意見表明を行うにあたり，当社及び東証グループとそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品，簿外資産及び負債，その他の偶発債務を含みます。）について，個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め，ＳＭＢＣ日興による独自の評価，鑑定，査定，調査及びその実在性の検証は行っておらず，また，第三者機関への鑑定，査定，調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。ＳＭＢＣ日興に提供された当社及び東証グループに関する財務予測並びにその他将来に関する情報については，当社の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され，その予測等に従って，当社及び東証グループの財務状況が推移することを前提としており，ＳＭＢＣ日興は，本意見表明を行うにあたり，独自の調査をすることなく，これらの予測及びそれに関連する資料に依拠しています。ＳＭＢＣ日興はかかる財務状況等の予測が実現可能であること，及び実際の結果がこれらの予測に近似することについて，何らの保証をするものではありません。

本意見表明は，本経営統合の実行に必要な一切の政府，監督官庁その他による同意若しくは許認可の取得，その時期又は条件等が，本経営統合を実行した場合に当社若しくは東証グループの事業の予測される利益に負の影響を与えることなくかかる同意又は許認可が得られるものであることを前提としており，これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

本意見表明は，本合併比率が，当社普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否か，及び当社少数株主にとって不利益なものでないか否かのいずれについても，平成23年11月21日現在の金融及び資本市場，経済状況並びにその他の情勢を前提としており，また，平成23年11月21日までにＳＭＢＣ日興に提供され又はＳＭＢＣ日興が入手した情報に基づいて，平成23年11月21日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化により本意見表明の内容に影響を受けることがありますが，ＳＭＢＣ日興はその意見を修正，変更又は補足する義務を負いません。また，本意見表明は，本書に明示的に記載された事項以外，又は平成23年11月21日以降に関して，何らの意見を推論させ，示唆するものではありません。

ＳＭＢＣ日興は，本経営統合に関して，当社の財務アドバイザーを務めており，そのサービスの対価として当社から手数料を受領する予定です。また，本意見表明提出にあたっては当社とＳＭＢＣ日興との契約に規定する免責・補償条項が適用されます。ＳＭＢＣ日興及びその関係会社は，当社，東証グループ，又はそれらの関係会社に対して，投資銀行業務その他の証券／金融商品取引関連業務及び銀行業務等を行い又は将来において行い，報酬等を受領する可能性があります。また，通常の業務の過程において，当社，東証グループ又はそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し又は所有することがあります。本意見表明は，本経営統合実行前の当社及び東証グループの普通株式の価値又は株価水準並びに本経営統合実行後の当社の普通株式の価値又は株価水準について意見を述べるものではありません。本意見表明に記載された内容は，当社の取締役会が本合併比率を検討するにあたり参考情報を提供することのみを目的としています。ＳＭＢＣ日興は，本合併比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定について意見を述べること，又は当社が本経営統合を遂行若しくは実行するという

事業上の意思決定（他の事業戦略や取引と比較した上での是非を含みます。），本経営統合のストラクチャーやこれに代替するストラクチャーの有無若しくは有効性，本経営統合のストラクチャーとこれに代替するストラクチャーとを比較した上での是非について意見を述べることを要請されておらず，本意見表明においてもかかる点についての意見を述べておりません。

本意見表明に記載された意見は，当社の株主に対して本経営統合に関する株主権の行使その他の関連する事項について何らの推奨を行うものではなく，また，当社の株主やその他の者に対して，当社株式の譲渡，譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。

（モーリス）

モーリスは，当社の取締役会に対し，本経営統合における当社の普通株式の保有者により受領される本公開買付価格及び本合併比率のそれぞれが財務的観点から見て，当社の普通株式の保有者にとって公正である旨のフェアネスオピニオン（以下「モーリスフェアネスオピニオン」といいます。）を2011年11月21日に提供し，そしてそれはその際における一定の前提，留保，制限，手順及びその他モーリスフェアネスオピニオンに記載された事項を条件としております。（それらに関しては「別添資料１：当社の各財務アドバイザーによる財務分析の概要」の注をご参照ください。）モーリスは，モーリスフェアネスオピニオンを提供するにあたり，本合併が当社及び東証グループの株主によりそれぞれ承認されること，並びに本経営統合が本統合契約の規定の条件に従って完了することを前提としております。

モーリスフェアネスオピニオンは，もっぱら本経営統合の評価に際し当社の取締役会の使用及び便益に供されるものであり，いかなる者もこの概要及びモーリスフェアネスオピニオンに依拠することはできません。モーリスフェアネスオピニオンは当社の普通株式の保有者に対して，本公開買付けに応じるべきか又は本合併等に関してどのように議決権を行使すべきかについて推奨を行うものではありません。モーリスは，本公開買付け又は本合併が公表又は完了した際の株式の価値につき何ら意見を表明しておりません。

モーリスフェアネスオピニオンは，2011年11月21日における業界の業績，規制環境，事業，経済，市場，財務その他の状況全般及び同日におけるモーリスが利用可能な情報に基づいております。モーリスは，2011年11月21日より後にモーリスが知るところとなった，モーリスフェアネスオピニオンに影響を及ぼす事実又は事柄の変更について，いかなる者に通知する約束をせず，また義務を負わないことを表明します。モーリスフェアネスオピニオンや上記の概要の一部だけに着目し，その分析の全体的な内容を考慮しないことにより，モーリスフェアネスオピニオンの根拠となるプロセスにつき不完全な理解を与える可能性があります。

別添資料３：株式会社東京証券取引所グループの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事　業　報　告

（平成23年４月１日から
平成24年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、東日本大震災の影響による電力供給の制約やサプライチェーンの立て直しの遅れ等により大きな影響を受けました。その後は持ち直しに向けた動きに転じましたが、欧州債務危機の影響や原油価格の上昇、これらを背景とした海外景気の下振れ等、景気下押しのリスクを抱えた不透明な状況が続きました。

また、当社は、平成23年11月22日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所との経営統合について決議し、同日付で統合契約を締結いたしました。両社は、互いに現物市場とデリバティブ市場という異なる得意分野を持ち、補完関係が成立する両社が経営統合を行い、システム統合等を推進することでシナジー効果の発揮を図るとともに、国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上を通じて、金融資本市場全体の競争力強化に資するものと考えております。

このような状況の下、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）は、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、我が国金融資本市場の基幹インフラとして安定した市場運営基盤を確立するとともに、市場の透明性と公正性を高め、市場利用者に豊富な流動性を提供することにより市場機能の一層の向上を図り、もって我が国金融資本市場の機能強化に資するため、次のような諸施策に取り組んでまいりました。

① IPOの拡大、デリバティブ・ETF市場の拡大

当連結会計年度からスタートした中期経営計画（2011年度－2013年度）では、「IPOの拡大」と「デリバティブ・ETF市場の拡大」を重点戦略の柱に掲げております。

「IPOの拡大」に関しては、国内外の投資魅力ある企業の上場促進のため、平成23年４月に営業本部を設置し、上場準備企業、証券会社、監査法人等関係者へのプロモーション活動や、上場準備企業の特性・ステージに応じたサポート活動への取組みを強化しました。

制度面では、日本経済において極めて重要な役割を果たしている中堅・中小企業に対して資本市場を通じた機動的な資金調達機会を提供し、日本経済の持続的成長に寄与するとともに、そういった中堅・中小企業の上場を通じて投資家に対して魅力的な投資機会を提供することを目的として、市場第一部・第二部の上場基準の見直しを行いました。また、東証上場の付加価値向上のため、上場会社向けサービスの拡充を図る観点からは、海外投資家向けの上場会社の情報発信が強化されるよう、英文資料配信サービスを立ち上げ、利用会社数の拡大を目指し、また、マザーズについては外部機関との連携によりアナリスト・カバレッジ数の

拡大を図りました。

この結果、当連結会計年度におけるIPO社数は、市場第一部・第二部６社、マザーズ14社（注）、上場会社数は、市場第一部・第二部2,109社（前期比７社減）、マザーズ178社（前期比２社増）となりました。

（注）なお、他市場経由で新規上場した会社数は、市場第一部・第二部22社。既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場（いわゆるテクニカル上場）会社数は、市場第一部・第二部８社。

デリバティブ市場の拡大に関しては、平成23年11月に、Tdex+システムを先物取引でもスタートさせ、マーケットメイク制度をはじめとする新制度の導入を行いました。また、デリバティブ市場の流動性拡大に向け、営業本部の設置により営業活動を強化し、海外オーダーフローの拡大に向けたマーケットメイカー等の獲得や、個人投資家の拡大に向けてオンライン証券会社やリテール証券会社の参入に向けた取組みを行いました。

ETF市場の拡大に関しては、新商品として、ETFと同様に価格が株価指数・商品指数等に連動するETN（指標連動証券）の上場や、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現したエンハンスト型指標、TOPIXなどの原指標の変動率を増幅・反転させたレバレッジ型指標・インバース型指標に連動するETFの上場に向けた制度整備を行いました。また、平成23年４月からは営業本部設置を通じて営業機能を強化し、魅力ある商品の品揃えに向けたアセット会社との連携強化や、ETF市場の流動性拡大に向けた投資家へのプロモーション活動の推進を図りました。ETF投資情報の更なる拡充としては、同年４月に、推定純資産額（インディカティブNAV）のリアルタイム算出・配信を、同年７月には、ポートフォリオ構成銘柄情報（PCF情報）の公表を開始しました。

この結果、当連結会計年度は新たにETF・ETN17銘柄の上場を実現いたしました。具体的には、10銘柄のETN、エンハンスト型指数連動型ETFとしてカバードコール戦略を指数化した「日経平均カバードコール・インデックス」に連動するETFやリスクコントロール戦略を指数化した「TOPIXリスクコントロール指数（ボラティリティ５％）」に連動するETFなど、いずれも我が国で初めて上場いたしました。

② 市場インフラの利便性・効率性の向上

現中期経営計画では、取引システムの強化等を中心として、これまで整備してきたマーケットインフラに更に磨きをかけ、利便性と効率性の向上を追求すると同時に、個人投資家を含む利用者の裾野を拡大し、高い流動性の獲得を目指すこととしました。こうした取組みの一環として、現物商品に係る取引については、平成23年11月より、午前立会を従前の９時から11時を11時30分まで30分間延長するとともに、指数先物・オプション取引については、午前立会を11時35分まで延長のうえ、午後立会を10分後の11時45分に開始することとしました。また、先物取引のTdex+システムへの移行に合わせて、大口取引やバスケット取引において活用されているToSTNeT（立会外取引）システムの高速化や、売買制度の変更も同時に行いました。これにより、現物株はarrowhead、デリバティブはTdex+システムと、東証で取り扱うすべての商品を世界最高水準のシステムによって取引することとなりました。

取引システムの機能改善・拡充としては、昨今の技術革新の速さや市場利用者ニーズの多様化を踏まえ、性能向上及び機能拡充を短いスパンで継続的に実施するなど、市場利用者のニーズに即した取引所システムの提供に努めていく考えであり、平成24年１月、広帯域回線用FLEXFull情報（FLEX Full WB）対応により、マーケットの急激な変化等に伴う瞬間的な情報の増加等が発生した際にも、広い帯域に見合うデータ量を遅

延なくローレイテンシーで配信を可能とするなど、順次対応を実施しました。
　こうした中、平成24年２月２日の株式売買システムの障害に伴う一部銘柄の売買停止により、投資家の方々をはじめ、多くの市場関係者の皆様に御迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。市場開設者としての東証自身の対応が、十分にできていなかったために発生したと認識しており、システム運用体制の強化等、再発防止に努め、信頼性の高いシステム運用を着実に実施してまいります。

　証券取引の清算・決済分野に関しては、店頭デリバティブ取引（OTCデリバティブ取引）へのビジネスフィールドの拡大に取り組んでおり、平成23年７月より、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引に係る清算業務を開始するとともに、金利スワップに係る清算業務開始に向けても検討を進めております。

　また、株式会社TOKYO AIM取引所の開設するいわゆるプロ投資家向け市場に関しては、平成24年５月に第２号銘柄を上場させる等、上場誘致活動に継続的に取り組んでおります。平成24年７月１日には、株式会社東京証券取引所が株式会社TOKYO AIM取引所を吸収合併し、株式会社東京証券取引所においてプロ投資家向け市場を運営する予定です。

③　変化に即した自主規制機能の発揮
　不公正取引の未然防止に向けた取組みとして、昨今のIT技術の進展に伴う取引手法の複雑化や売買状況の変化に対応して、考査・売買審査業務の高度化・効率化を図る観点から、取引参加者において高速取引に係るシステムリスク管理態勢が確立されているか考査等を通じて検証し、また、相場操縦等の不公正取引の端緒を抽出するための売買審査システムの機能改善を行いました。
　市場関係者のコンプライアンス支援を専門に行う「東証Ｒコンプライアンス研修センター（東証COMLEC）」では、e-ラーニング研修サービスを提供するほか、上場会社及び取引参加者が実施する社内研修への講師派遣や、市場関係者を対象とした説明会を開催するなど、不公正取引の未然防止のための啓発活動を積極的に実施いたしました。
　上場管理業務に係る取組みとしては、不祥事案の未然防止を図る観点から、「未然防止型」上場管理の推進に向けた取組みを継続しており、具体的には、上場会社への訪問型モニタリングの実施や、ホームページ、上場会社向けセミナー・説明会及び上場管理業務の実務を紹介する手引きなどを通じた積極的な情報発信等を行いました。

④　コーポレート・ガバナンス向上に向けた取組み
　上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた取組みを行いました。具体的には、平成23年10月に、全上場会社に対し、コーポレート・ガバナンスの充実を呼びかける要請文を通知し、平成24年２月には、独立役員に関する情報開示の充実や、独立役員が期待される役割を果たすための対応など、証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しを公表いたしました。

また、法制審議会会社法制部会における企業統治の在り方や親子会社に関する規律の見直しの観点からの会社法制の見直しに関する議論に対しても積極的な意見発信や海外機関投資家に対するＰＲを行うなど、我が国の上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの充実に向けて、幅広い取組みを実施しました。

さらに、平成24年３月には、上場会社表彰制度の抜本的な見直しを実施し、投資家の視点を経営に組み込んで企業価値の向上に努めている上場会社を表彰対象とする「企業価値向上表彰」の創設を公表するなど、東証市場の魅力の向上に向けた取組みにも努めました。

⑤　政策提言・情報発信強化への取組み

現中期経営計画では、金融資本市場全体の競争力強化に向け、東証の枠組みを超えて政策提言・情報発信を積極的に行うこととしました。当連結会計年度においては、東証市場をはじめとする金融資本市場と密接に関連し、市場運営や施策の礎となる、マクロ経済分野、ミクロ経済分野（ファイナンス）、市場制度・規制等の３分野をベースとして基礎調査を行いましたが、このうちマクロ経済分野では、金融政策や税制等、各分野をリードする学識者を招いてのワークショップ（勉強会）を合計７回開催し、市場運営への示唆を取りまとめた報告書を公表しました。

また、金融経済・証券投資に関する知識の普及と理解向上を図り、個人投資家層の裾野を拡大するため、「東証アカデミー」において社会人・大学生を対象に102回のセミナーを開催しました。加えて、小・中・高校生向け受入れ授業や社員を各地学校へ派遣しての出前授業にも意欲的に取り組みました。当連結会計年度は、東日本大震災後の計画停電や政府の電力使用制限措置を受け、４月から９月にかけてセミナー開催等に制約を受けましたが、そうした環境の中でも名古屋等各地での親子経済教室の実施、大学生・教員対象のセミナーの強化などを通して、教育現場における基礎的な経済･金融知識の普及活動が後退することのないよう活動してきました。

上記のほか、震災対応として、東日本大震災の教訓を踏まえ、市場運営を行ううえで、特に重要な業務を新たに定義付け、必要人員確保のための体制を整備するとともに、事業継続基本計画書等マニュアルの見直しや実践訓練を実施するなど、緊急時における事業継続体制の更なる円滑化に向けた対応を推進してきました。

また、東日本大震災による被災企業や被災地域の復興を支援し、経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場候補会社の新規上場において柔軟な対応を可能にするため、震災の影響に配慮した上場制度特例の新設や、上場管理や上場審査の実務運用の変更等を行いました。

こうした中、当連結会計年度の東証市場における株券の１日平均売買代金は、1兆3,050億円（前期比16.0％減）、ＴＯＰＩＸ先物取引の１日平均取引高は57,840単位（前期比5.1％減）、長期国債先物取引の１日平均取引高は29,307単位（前期比10.3％減）となりました。

さらに、上場会社の資金調達は前期と比べて大幅に減少し、1兆2,151億円（前期比68.9％減）となりました。

また、平成24年３月末時点におけるTOPIXは854.35ポイント、上場会社の時価総額は298兆3,589億円となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、営業収益は530億45百万円（前期比7.1％減）、営業費用は438億85百万円（前期比0.9％増）、営業利益は91億59百万円（前期比32.6％減）となりました。

また、経常利益は109億3百万円（前期比28.7％減）、税金等調整前当期純利益は108億96百万円（前期比27.9％減）、税金等調整後の当期純利益は63億11百万円（前期比28.9％減）となりました。

なお、当連結会計年度の営業外収益のうち上場会社からの上場契約違約金は10百万円であり、東京証券取引所自主規制法人に支払う委託費用に充当しております。同自主規制法人においては、健全な証券市場構築のための投資として、売買審査システムの運用などに活用しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、売買システム等の開発を行い、全体で約63億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式会社TOKYO AIM取引所（TAIM）の統合に向け、ロンドン証券取引所が保有するTAIM株式980株全株を譲り受けることとなり、平成24年３月、TAIMを完全子会社としました。今後、平成24年７月に、株式会社東京証券取引所がTAIMを吸収合併し、株式会社東京証券取引所においてプロ投資家向け市場を運営する予定です。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

・当社グループ

区　　分	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期 (当連結会計年度)
営業収益	67,090百万円	60,665百万円	57,097百万円	53,045百万円
営業利益	14,174百万円	14,824百万円	13,596百万円	9,159百万円
経常利益	16,259百万円	17,425百万円	15,302百万円	10,903百万円
当期純利益 （△は損失）	△3,696百万円	△3,602百万円	8,879百万円	6,311百万円
１株当たり当期純利益 （△は損失）	△1,625円65銭	△1,584円27銭	3,905円07銭	2,775円98銭
総資産	677,163百万円	391,075百万円	514,405百万円	345,247百万円
純資産	114,088百万円	116,940百万円	124,782百万円	127,122百万円
１株当たり純資産	49,113円92銭	50,085円81銭	53,606円95銭	54,801円89銭

（営業収益の内訳）

区　　分	平成23年３月期	平成24年３月期	増減（率）
取引参加料金	21,516百万円	19,842百万円	△1,674百万円　（△ 7.8%）
上場関係収入	9,862百万円	7,329百万円	△2,532百万円　（△25.7%）
情報関係収入	11,071百万円	11,050百万円	△21百万円　（△ 0.2%）
証券決済関係収入	7,407百万円	6,828百万円	△579百万円　（△ 7.8%）
その他	7,238百万円	7,994百万円	756百万円　（ 10.4%）
合計	57,097百万円	53,045百万円	△4,052百万円　（△ 7.1%）

・当社

区　　分	第２期 （平成21年３月期）	第３期 （平成22年３月期）	第４期 （平成23年３月期）	第５期 （平成24年３月期） （当事業年度）
営業収益	9,068百万円	7,606百万円	6,994百万円	7,465百万円
営業利益	3,209百万円	2,026百万円	1,386百万円	2,201百万円
経常利益	3,453百万円	3,148百万円	2,522百万円	3,281百万円
当期純利益	2,544百万円	1,858百万円	869百万円	1,686百万円
１株当たり当期純利益	1,119円15銭	817円35銭	382円61銭	741円79銭
総資産	129,852百万円	141,054百万円	139,861百万円	144,553百万円
純資産	100,670百万円	108,340百万円	108,337百万円	106,429百万円
１株当たり純資産	44,275円07銭	47,648円76銭	47,647円47銭	46,808円23銭

連結決算ハイライト

営業収益

（単位：百万円）

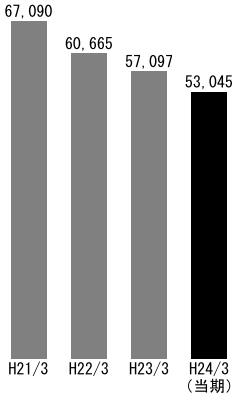

営業利益

（単位：百万円）

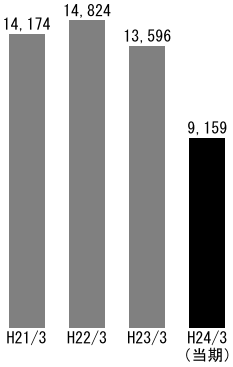

経常利益

（単位：百万円）

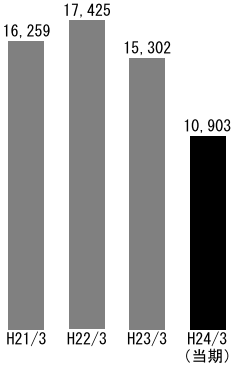

当期純利益

（単位：百万円）

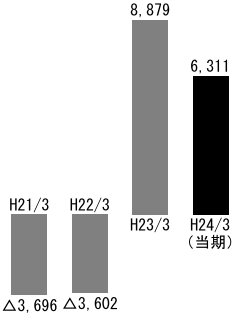

総資産

（単位：百万円）

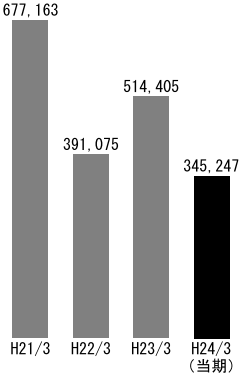

純資産

（単位：百万円）

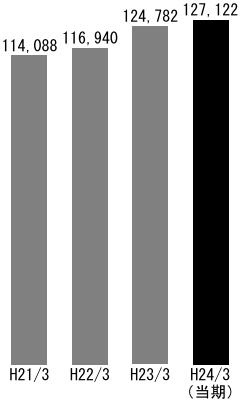

（注）１．１株当たり数値を除き、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

２．期中平均株式数（自己株式を除く。）平成21年３月期　2,273,740株、平成22年３月期　2,273,740株、平成23年３月期　2,273,740株、平成24年３月期　2,273,740株

３．期末発行済株式数（自己株式を除く。）平成21年３月期　2,273,740株、平成22年３月期　2,273,740株、平成23年３月期　2,273,740株、平成24年３月期　2,273,740株

３．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	出資比率（間接所有）	主な事業内容
株式会社東京証券取引所	東京都中央区	百万円 11,500	% 100.0	取引所金融商品市場運営業務
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000(注1)	100.0	自主規制業務
株式会社ＴＯＫＹＯ ＡＩＭ取引所	東京都中央区	1,000	100.0	特定取引所金融商品市場運営業務
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区	4,850	90.3(注2)	有価証券売買の清算業務
株式会社東証システムサービス	東京都中央区	100	80.0 (80.0)	システム開発等

(注) １．東京証券取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

２．Ａ種類株式87.7%、Ｂ種類株式100.0%

４．対処すべき課題

当社グループは、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、公共性と収益性のバランスがとれた透明性のある経営を行いながら、市場利用者の幅広いニーズに応えられる取引所を目指します。目標の実現に向けては、当連結会計年度は中期経営計画（2011年度－2013年度）の一期目として、「IPOの拡大」と「デリバティブ・ETF市場の拡大」を重点戦略の二本柱とし、金融資本市場インフラとしてのリスクマネー供給機能やワンストップマーケットとしての機能を発揮し、日本経済の再生をリードすべく、諸施策に取り組んでまいりました。

次連結会計年度においては、「日本株活性化プロジェクト」として、震災や欧州債務危機等の厳しい経済環境からの日本企業の前向きな変化を加速すべく、これまでも取り組んできたIPOの拡大や上場会社向けサービスの拡充をさらに推進することに加えて、「新たな投資家層の拡大」にも取り組み、また、これまで整備してきたシステムインフラを武器とした他取引所等とのシナジー効果の発揮や戦略的活用を通じ、利便性の高い、効率的なマーケットを実現することも、重点戦略としています。

そのための基本戦略としては、日本の将来を担う多様な企業の成長を応援すべくリスクマネーを供給するとともに、個人投資家や機関投資家が個々の企業の魅力や将来性に着目して、中長期的に企業を応援するマーケットの実現を目指し、新たな企業・投資家層への情報発信・プロモーション活動の推進や、日本株市場活性化に向けた制度改善・基盤整備の推進に取り組んでまいります。併せて、マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の

向上に向けて、arrowheadの性能向上・キャパシティ拡張及びarrownetの戦略的活用に加え、次世代マーケット構想の推進に取り組んでまいります。

上記経営方針の下、当社グループが取り組むべき主な経営課題は、次のとおりです。

(1) IPOの拡大・上場会社向けサービスの拡充

・上場準備企業、証券会社、監査法人等関係者へのプロモーション活動を通じて、国内外の投資魅力ある企業の上場を促進します。

・アナリスト・カバレッジや海外投資家向け英文資料配信サービス、上場会社表彰制度など、上場会社向けサービスを拡充します。

・自治体、地元企業とのコミュニケーションや上場企業PRの推進を通じて、IPOの活性化を図ります。

(2) 新たな投資家層の拡大

・国内外の機関投資家に、投資スタイル等に応じて、証券会社、上場会社、IR会社等と連携して、日本株やETF、REITのプロモーション活動等を推進します。

・生活者目線での新たなプロモーション活動の推進や金融リテラシー向上のための総合的取組みなどを通じて、新たな個人投資家層の裾野拡大を図ります。

・制度等の見直しなど、新たな投資家層拡大・日本株市場の競争力強化に向けた諸施策について、東証の枠組みを超えて取り組みます。

(3) ETF・デリバティブ市場の拡大

・流動性拡大に向けた営業活動により、海外有力マーケットメイカーの獲得や指定参加者の取扱い銘柄数の増加を目指すとともに、ETF等の新規アセット会社等の開拓・営業継続を通じて、新商品の品揃えの充実を図ります。

・マーケットメイカーやリテール証券をターゲットとした営業継続により、取引高の増加を図るとともに、取引制度の改善及びJGB関連新商品やエクイティ関連新商品の開発など、制度や新商品のラインアップの強化に取り組みます。

(4) 変化に即した自主規制機能の発揮

・バランスの取れた上場審査業務の推進として、上場審査項目や上場審査プロセスの見直しを行うほか、未然防止型上場管理の推進として、「訪問型モニタリング」の継続実施に取り組みます。

・市場環境の変化に即した考査手法の導入として、高速取引等の進展に対応した重点的な考査を実施するほか、リモート取引参加者の導入等を踏まえた考査体制の整備を図るとともに、市場環境の変化等に即した売買審査業務の高度化・効率化として、新売買審査システムの機能拡充を行います。

(5) マーケットインフラの拡大・機能強化

・次期arrowheadの構築等をはじめとした次世代マーケット構想の推進や、グローバルな接続展開などarrownetの提供範囲の拡大を図るとともに、障害発生を踏まえたシステム運用体制強化についても、具体的に工程化し、着実に進めてまいります。

・金利スワップ取引の清算業務を平成24年10月を目途に開始するとともに、CDS取引清算業務の利用者拡大にも取り組みます。

・コーポレートアクション情報に係る新サービスを実施するなど、情報サービスの更なる拡充を図ります。

なお、株式会社大阪証券取引所との統合に関する今後の予定としては、現在行われている公正取引委員会による企業結合審査終了後、当社による株式会社大阪証券取引所の公開買付けを実施したうえで合併契約の締結となります。その後、両社の臨時株主総会において、合併契約の承認に関する議案を提出する予定であり、合併の効力発生日は、平成25年１月１日を予定しております。

５．主要な事業内容（平成24年３月31日現在）

当社グループは、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としており、具体的には有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（有価証券の売買等）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

６．主要な営業所（平成24年３月31日現在）

・当社

名称	所在地
本店	東京都中央区日本橋兜町２番１号

・子会社

会社名	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社ＴＯＫＹＯ ＡＩＭ取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東証システムサービス	東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

７．使用人の状況（平成24年３月31日現在）

・当社グループ

使用人数	前連結会計年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
862名	８名（増）	40歳10か月	16年３か月

（注）使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

・当社

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	３名（減）	43歳６か月	20年１か月

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

８．主要な借入先の状況（平成24年３月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	短期借入金	17,570百万円

９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成17年12月８日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から株式会社東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月４日、同裁判所より株式会社東京証券取引所に賠償金（約107億円及び遅延損害金）の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、株式会社東京証券取引所は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め約132億円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券株式会社が東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

Ⅱ　株式に関する事項（平成24年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　9,200,000株

２．発行済株式の総数　2,300,000株

３．株主数　107名

４．大株主（上位14名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	100	4.40
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	60	2.64
ゴールドマン・サックス証券株式会社	60	2.64
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	55	2.42
リテラ・クレア証券株式会社	41	1.80
藍澤證券株式会社	40	1.76
岩井コスモホールディングス株式会社	40	1.76
エスビーアイベンホールディングス ピーティーイーエル　ティーディー	40	1.76
岡地証券株式会社	40	1.76
極東証券株式会社	40	1.76
株式会社証券ジャパン	40	1.76
ＢＮＰパリバ証券株式会社	40	1.76
マネックス証券株式会社	40	1.76
みずほ証券株式会社	40	1.76

（注）持株比率は自己株式（26,260株）を控除して計算しております。

Ⅲ　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

１．取締役及び執行役の状況（平成24年３月31日現在）

（1）取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	斉藤　惇	代表執行役社長兼務 指名委員（委員長） 報酬委員	株式会社東京証券取引所代表取締役社長
取締役	岩熊博之	代表執行役専務兼務	株式会社東京証券取引所代表取締役専務
取締役	奥田　碩	指名委員	株式会社東京証券取引所社外取締役 トヨタ自動車株式会社相談役 日本郵政株式会社社外取締役
取締役	ポール・クオ		株式会社東京証券取引所社外取締役 クレディ・スイス証券株式会社シニア　アドバイザー
取締役	久保利英明	指名委員	東京証券取引所自主規制法人理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト株式会社社外監査役
取締役	河野栄子		株式会社東京証券取引所社外取締役 DIC株式会社社外取締役 HOYA株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役
取締役	清水　湛	監査委員	株式会社東京証券取引所社外監査役 弁護士 株式会社横浜銀行社外監査役
取締役	林　正和		東京証券取引所自主規制法人理事長
取締役	広瀬雅行	監査委員	株式会社東京証券取引所監査役

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取締役	藤沼亜起		東京証券取引所自主規制法人理事 公認会計士 中央大学大学院特任教授 住友生命保険相互会社社外取締役 野村ホールディングス株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役
取締役	本田勝彦	報酬委員(委員長)	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本たばこ産業株式会社相談役 東京瓦斯株式会社社外取締役
取締役	松尾邦弘	監査委員	株式会社東京証券取引所社外監査役 弁護士 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外監査役 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 トヨタ自動車株式会社社外監査役 ブラザー工業株式会社社外監査役 三井物産株式会社社外監査役
取締役	松本大		株式会社東京証券取引所社外取締役 マネックスグループ株式会社代表取締役会長兼社長CEO マネックス証券株式会社代表取締役社長CEO 株式会社カカクコム社外取締役
取締役	森谷敬	監査委員（委員長）	株式会社東京証券取引所常勤・社外監査役 東京証券取引所自主規制法人監事
取締役	チャールズ・ディトマース・レイク二世	報酬委員	株式会社東京証券取引所社外取締役 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長

（注）１．取締役　奥田　碩、ポール・クオ、久保利英明、河野栄子、清水　湛、藤沼亜起、本田勝彦、松尾邦弘、松本　大、森谷　敬及びチャールズ・ディトマース・レイク二世の11氏は、社外取締役であります。

２．取締役　ポール・クオ氏は、クレディ・スイス証券株式会社代表取締役社長兼CEO及びクレディ・スイス銀行東京支店日本における代表者を平成24年１月２日をもって退任しております。

取締役　久保利英明氏は、野村ホールディングス株式会社社外取締役を平成23年６月28日開催の定時株主総会をもって退任しております。

取締役　松尾邦弘氏は、ブラザー工業株式会社社外監査役に平成23年６月23日開催の定時株主総会において選任され、就任しております。

取締役　松本　大氏は、株式会社新生銀行社外取締役を平成23年６月22日開催の定時株主総会をもって退任しております。

取締役　森谷　敬氏は、日本証券代行株式会社代表取締役社長を平成23年６月21日開催の定時株主総会、株式会社JBISホールディングス代表取締役副社長を平成23年６月22日開催の定時株主総会をもって退任しております。

(2) 執行役

地　　位	氏　　名	担　　当	重　要　な　兼　職　の　状　況
代表執行役社長	斉　藤　　惇	最高経営責任者	「(1) 取締役」参照
代表執行役専務	岩　熊　博　之	最高業務執行責任者	「(1) 取締役」参照
専務執行役	鈴　木　義　伯	最高情報責任者、ＩＴ企画担当	株式会社東京証券取引所専務取締役
常務執行役	浦　西　友　義	渉外広報（ＩＲを除く）・ＣＳＲ推進担当	
常務執行役	宮　原　幸一郎	経営企画・人事担当	
執　行　役	岩　崎　範　郎	最高財務責任者、総務・財務担当	

２．事業年度中の取締役及び執行役の異動

(1) 就任

取締役全員は、平成23年６月21日開催の第４回定時株主総会において選任され、また、執行役全員は同日開催の定例取締役会において選任され、それぞれ就任しております。

(2) 退任

取締役　勝島敏明、椎橋　敏、原　良也、前田　庸の４氏は、平成23年６月21日開催の第４回定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任しております。

３．取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の内容は、報酬委員会において、以下の方針に従い決定するものとしています。

・取締役及び執行役の職責に応じたものとするとともに、当社の経営目標の達成に向けた意識の向上に資するものであること。

・高い信頼性と利便性を備えた市場を構築するために必要な人材を確保するうえで競争力が保たれているものであること。

・社会インフラとしての当社の特性に鑑み、社会情勢に照らして適正なものであるとともに、決定手続等についても透明性が確保されるものであること。

４．取締役及び執行役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
	名	百万円
取　締　役	14	106
（うち社外取締役）	(13)	(78)
執　行　役	6	287

（注）１．取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の欄に記載しております。
２．上記支給額には、平成24年４月27日開催の報酬委員会において決議された執行役への役員賞与の額62百万円を含んでおります。
３．当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人から社外取締役に対し、総額12百万円の報酬が支払われております。

５．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	他の法人等の業務執行者又は社外役員等重要な兼職状況	当　社　と　の　関　係
取締役	奥　田　　碩	株式会社東京証券取引所社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	ポール・クオ	株式会社東京証券取引所社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であります。
取締役	久保利　英　明	東京証券取引所自主規制法人理事 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト株式会社社外監査役	東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であり、またソースネクスト株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	河　野　栄　子	株式会社東京証券取引所社外取締役 DIC株式会社社外取締役 HOYA株式会社社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、またDIC株式会社及びHOYA株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。

地　位	氏　名	他の法人等の業務執行者又は社外役員等重要な兼職状況	当　社　と　の　関　係
取締役	清水　湛	株式会社東京証券取引所社外監査役 株式会社横浜銀行社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また株式会社横浜銀行は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	藤沼亜起	東京証券取引所自主規制法人理事 住友生命保険相互会社社外取締役 野村ホールディングス株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役	東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であり、また野村ホールディングス株式会社、住友商事株式会社、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス及び武田薬品工業株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	本田勝彦	株式会社東京証券取引所社外取締役 東京瓦斯株式会社社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また東京瓦斯株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	松尾邦弘	株式会社東京証券取引所社外監査役 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社小松製作所社外監査役 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 トヨタ自動車株式会社社外監査役 ブラザー工業株式会社社外監査役 三井物産株式会社社外監査役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また旭硝子株式会社、株式会社小松製作所、トヨタ自動車株式会社、ブラザー工業株式会社及び三井物産株式会社は株式会社東京証券取引所上場会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。
取締役	松本　大	株式会社東京証券取引所社外取締役 マネックスグループ株式会社代表取締役会長兼社長CEO マネックス証券株式会社代表取締役社長CEO 株式会社カカクコム社外取締役	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社、マネックス証券株式会社は株式会社東京証券取引所の取引参加者であるとともに当社株式を保有する株主、またマネックスグループ株式会社及び株式会社カカクコムは株式会社東京証券取引所上場会社であります。
取締役	森谷　敬	株式会社東京証券取引所常勤・社外監査役 東京証券取引所自主規制法人監事	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社であり、また東京証券取引所自主規制法人は当社が全額出資する法人であります。
取締役	チャールズ・ディトマース・レイク二世	株式会社東京証券取引所社外取締役 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長	株式会社東京証券取引所は当社の完全子会社でありますが、それ以外の法人とは特別の関係はありません。

(2) 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	奥田　碩	当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に出席するとともに、当事業年度開催の指名委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	ポール・クオ	平成23年６月21日就任以降開催の取締役会９回のうち７回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	久保利　英明	平成23年６月21日就任以降開催の取締役会９回のうち８回に出席するとともに、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	河野　栄子	当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	清水　湛	平成23年６月21日就任以降開催の取締役会９回全てに出席するとともに、同日就任以降開催の監査委員会９回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤沼　亜起	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	本田　勝彦	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席するとともに、当事業年度開催の報酬委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松尾　邦弘	当事業年度開催の取締役会11回のうち８回に出席するとともに、当事業年度開催の監査委員会12回のうち９回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松本　大	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	森谷　敬	平成23年６月21日就任以降開催の取締役会９回全てに出席するとともに、同日就任以降開催の監査委員会９回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	チャールズ・ディトマース・レイク二世	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席するとともに、平成23年６月21日以降開催の報酬委員会1回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が徒に萎縮することなく職務に専念し、期待される職務を適切に行えるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役である奥田　碩、ポール・クオ、久保利英明、河野栄子、清水　湛、藤沼亜起、本田勝彦、松尾邦弘、松本　大及びチャールズ・ディトマース・レイク二世の10氏とは、当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役が当社の取締役として会社法第423条第１項の責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときは、当該社外取締役は以下に定める額を限度として、当社に対して賠償の責めに任ずるものとする。

・社外取締役の損害賠償責任の限度とする額は、会社法第425条第１項第１号に規定する法務省令で定める方法により算定される額に２を乗じて得た額と同項第２号に掲げる額の合計額とする。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

１．名称　　有限責任監査法人トーマツ

２．報酬等の額

	支　　払　　額
①　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	81百万円
②　上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	71百万円
③　上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	25百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．非監査業務内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務デューデリジェンス等についての対価を支払っております。

４．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

５．責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

１．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。

(2) 監査委員会室に所属する社員は、室長１名を含む４名以上とする。

２．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会(監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。

(2) 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

３．執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(2) 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

４．その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規程として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

５．執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則、執行役会規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行います。

・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施します。

(1) 株式会社東京証券取引所グループ、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「東京証券取引所グループ各社」といいます。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した東京証券取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規程（情報管理に係るものを含む。）の制定、東京証券取引所グループ各社での共有及び遵守

(2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（執行役社長）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置

(3) 公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「東証コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用

(4) 継続的な周知・教育活動として、東京証券取引所グループ各社の各部室のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、ｅ-ラーニングによる研修の実施

・反社会的勢力の排除に向けて、東京証券取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行います。

(1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応します。

(2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めます。

・執行役社長直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施します。

６．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・東京証券取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用します。

７．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とします。

・東京証券取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、東京証券取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合には執行役社長を委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」、「事態の早期解決のための対応」等を行います。

・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての東京証券取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図ります。そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に東京証券取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図ります。
・また、市場開設者である東京証券取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの東京証券取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいいます。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ります。

８．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・東京証券取引所グループ各社が社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、ITシステム最適構築化計画（EA：Enterprise Architecture）を導入することにより、業務の効率化を図ります。
・当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

９．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。
・子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用します。
・当社は、関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行います。
・子会社の取締役及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「東証コンプライアンス・ホットライン」を利用できることとします。
・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施します。

Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、我が国の証券市場におけるセントラル・マーケットという公共インフラの担い手としての使命を全うし、日本の金融資本市場の健全な発展と共に安定的・持続的成長を目指します。したがって、当社の株主への剰余金の配当等については、こうした成長モデルの中で中長期的な業績水準の向上に努め、業績水準の向上に応じて積極的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針といたします。

具体的には、安定的な市場運営を確保するためのインフラの整備、拡充及び将来の事業拡大に備えた内部留保を確保したうえで、可能な限り株主へ還元していくこととします。そのうえで、配当については、財務の安定性及び拡大する事業機会等を踏まえ、経営環境の変化等により短中期で多額の資金需要が見込まれる場合を除き、連結配当性向30％以上を目途に継続的に実施することを基本といたします。ただし、業績が悪化した場合にも一定の安定的な配当を確保するよう努めます。

また、配当のほか株主への利益還元策の一環としての自己株式の取得についても検討いたします。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

Ⅷ　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**257,854**	**流動負債**	**209,990**
現金及び預金	67,679	営業未払金	1,865
営業未収入金	4,656	短期借入金	17,570
仕掛品	1,313	未払法人税等	2,667
繰延税金資産	934	賞与引当金	951
売買・取引証拠金特定資産	111,296	役員賞与引当金	179
清算基金特定資産	59,376	預り売買・取引証拠金	111,296
決済促進担保金特定資産	11,110	預り清算基金	59,376
その他	1,489	預り決済促進担保金	11,110
貸倒引当金	△ 0	預り取引参加者保証金	3,525
固定資産	**87,393**	その他	1,447
有形固定資産	**6,738**	**固定負債**	**8,135**
建物及び構築物	1,881	繰延税金負債	2,028
土地	2,399	退職給付引当金	5,372
その他	2,457	預り信認金	314
無形固定資産	**20,102**	その他	419
ソフトウエア	18,135	**負債合計**	**218,125**
その他	1,966	（純資産の部）	
投資その他の資産	**60,552**	**株主資本**	**119,731**
投資有価証券	33,745	**資本金**	**11,500**
長期貸付金	23	**資本剰余金**	**25,358**
繰延税金資産	465	**利益剰余金**	**87,205**
信認金特定資産	314	**自己株式**	**△ 4,332**
違約損失積立金特定資産	17,367	**その他の包括利益累計額**	**4,873**
その他	8,834	**その他有価証券評価差額金**	**4,873**
貸倒引当金	△ 199	**少数株主持分**	**2,516**
資産合計	**345,247**	**純資産合計**	**127,122**
		負債・純資産合計	**345,247**

連結損益計算書

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**53,045**
取引参加料金	19,842
上場関係収入	7,329
情報関係収入	11,050
証券決済関係収入	6,828
その他	7,994
営業費用	**43,885**
営業利益	**9,159**
営業外収益	**1,813**
受取利息	113
受取配当金	875
持分法による投資利益	392
助成金収入	246
その他	185
営業外費用	**69**
支払利息	52
株式交付費	15
その他	1
経常利益	**10,903**
特別損失	**6**
減損損失	6
その他	0
税金等調整前当期純利益	**10,896**
法人税、住民税及び事業税	4,568
法人税等調整額	82
少数株主損益調整前当期純利益	**6,245**
少数株主損失	66
当期純利益	**6,311**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
当期首残高	11,500
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	11,500
資本剰余金	
当期首残高	25,358
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	25,358
利益剰余金	
当期首残高	83,621
当期変動額	
剰余金の配当	△2,728
当期純利益	6,311
当期変動額合計	3,583
当期末残高	87,205
自己株式	
当期首残高	△4,332
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	△4,332
株主資本合計	
当期首残高	116,147
当期変動額	
剰余金の配当	△2,728
当期純利益	6,311
当期変動額合計	3,583
当期末残高	119,731

（単位：百万円）

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	5,740
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△866
当期変動額合計	△866
当期末残高	4,873
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,740
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△866
当期変動額合計	△866
当期末残高	4,873
少数株主持分	
当期首残高	2,893
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△376
当期変動額合計	△376
当期末残高	2,516
純資産合計	
当期首残高	124,782
当期変動額	
剰余金の配当	△2,728
当期純利益	6,311
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,243
当期変動額合計	2,340
当期末残高	127,122

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　５社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、
(株)日本証券クリアリング機構、（株）ＴＯＫＹＯ　ＡＩＭ取引所
及び(株)東証システムサービス

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数　４社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ＩＣＪ、(株)東証コンピュータシステム
及び（株）日本国債清算機関

(2) 持分法を適用していない関連会社

排出量取引所設立準備(株)は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：総平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役、理事、執行役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

(4) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(6) 債務引受に係る会計処理

(株)日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の６第１項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

１．ソフトウエアの表示方法の変更

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウエア」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「ソフトウエア」は、20,718百万円であります。

２．株式交付費の表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「株式交付費」は、6百万円であります。

３．固定資産除却損の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。なお、当連結会計年度の「固定資産除却損」は、0百万円であります。

Ⅲ．会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,802百万円減少しております。

また、当連結会計年度において、当該固定資産の一部を除却したことから、税金等調整前当期純利益は325百万円減少しております。

（追加情報）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　17,272百万円

２．保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証　2,998百万円

３．係争事件

平成17年12月８日に発生したみずほ証券（株）によるジェイコム（株）株式の誤発注事件に関して、みずほ証券（株）から当社の連結子会社である（株）東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月４日、同裁判所より同社に賠償金（10,712百万円及び遅延損害金）の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券（株）が東京高等裁判所に控訴し、（株）東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

４．証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である（株）東京証券取引所及び（株）日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。（株）日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、（株）東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

① 売買証拠金代用有価証券	－百万円
② 取引証拠金代用有価証券	673,708百万円
③ 清算基金代用有価証券	125,810百万円
④ 決済促進担保金代用有価証券	70,648百万円
⑤ 信認金代用有価証券	1,212百万円

また、（株）東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（同社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、1,583百万円であります。

この他、（株）東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、（株）日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、（株）東京証券取引所（現物についてはほかの取引所も含む。）が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、（株）東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数　　普通株式　2,300,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年５月17日取締役会	普通株式	2,728	1,200.00	平成23年３月31日	平成23年６月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年５月15日取締役会	普通株式	1,932	利益剰余金	850.00	平成24年３月31日	平成24年５月31日

Ⅵ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取締役会に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります（当該資産及び負債については、Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記４．「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。）。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	67,679	67,679	－
(2) 営業未収入金	4,656	4,656	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,591	1,607	16
② その他有価証券	24,285	24,285	－
(4) 売買・取引証拠金特定資産	111,296	111,296	－
(5) 清算基金特定資産	59,376	59,376	－
(6) 決済促進担保金特定資産	11,110	11,110	－
(7) 信認金特定資産	314	314	－
(8) 違約損失積立金特定資産	17,367	17,367	－
資産計	297,677	297,693	16
(9) 預り売買・取引証拠金	(111,296)	(111,296)	－
(10) 預り清算基金	(59,376)	(59,376)	－
(11) 預り決済促進担保金	(11,110)	(11,110)	－
(12) 預り取引参加者保証金	(3,525)	(3,525)	－
負債計	(185,308)	(185,308)	－

（＊）　負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券の取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	1,591	1,607	16
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	－	－	－
合計		1,591	1,607	16

②その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,712	24,285	7,573
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		16,712	24,285	7,573

(4) ～(12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

時価は帳簿価額によっております。

(13) デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注２）非上場株式(連結貸借対照表計上額7,869百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り信認金（連結貸借対照表計上額314百万円）についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内
現金及び預金	67,679	－
営業未収入金	4,656	－
有価証券及び投資有価証券		
満期保有目的の債券（国債・地方債等）	－	1,568
合計	72,335	1,568

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　54,801円89銭

２．１株当たり当期純利益　2,775円98銭

貸借対照表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,329**	**流動負債**	**31,086**
現金及び預金	4,397	営業未払金	204
営業未収入金	1	短期借入金	17,570
前払費用	115	関係会社短期借入金	11,600
繰延税金資産	193	未払金	7
その他	622	未払費用	172
固定資産	**139,224**	未払法人税等	1,058
有形固定資産	**19**	預り金	119
建物	3	賞与引当金	221
車両運搬具	8	役員賞与引当金	62
工具、器具及び備品	7	その他	69
無形固定資産	**9**	**固定負債**	**7,038**
ソフトウエア	9	繰延税金負債	2,028
投資その他の資産	**139,195**	退職給付引当金	5,009
投資有価証券	24,285	**負債合計**	**38,124**
関係会社株式	108,748	（純資産の部）	
関係会社出資金	3,000	**株主資本**	**101,555**
従業員長期貸付金	22	**資本金**	**11,500**
長期前払費用	0	**資本剰余金**	**90,437**
前払年金費用	3,128	資本準備金	22,874
その他	9	その他資本剰余金	67,562
資産合計	**144,553**	**利益剰余金**	**3,951**
		その他利益剰余金	3,951
		繰越利益剰余金	3,951
		自己株式	**△ 4,332**
		評価・換算差額等	**4,874**
		その他有価証券評価差額金	**4,874**
		純資産合計	**106,429**
		負債・純資産合計	**144,553**

損　益　計　算　書

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**7,465**
経営管理料収入	7,422
その他	43
営業費用	**5,263**
営業利益	**2,201**
営業外収益	**1,174**
受取利息	1
受取配当金	952
助成金収入	199
その他	20
営業外費用	**94**
支払利息	94
その他	0
経常利益	**3,281**
特別損失	**136**
子会社株式評価損	136
その他	0
税引前当期純利益	**3,144**
法人税、住民税及び事業税	1,377
法人税等調整額	80
当期純利益	**1,686**

株主資本等変動計算書

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

（単位：百万円）

株主資本		
資本金		
当期首残高		11,500
当期変動額		
当期変動額合計		－
当期末残高		11,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		22,874
当期変動額		
当期変動額合計		－
当期末残高		22,874
その他資本剰余金		
当期首残高		67,562
当期変動額		
当期変動額合計		－
当期末残高		67,562
資本剰余金合計		
当期首残高		90,437
当期変動額		
当期変動額合計		－
当期末残高		90,437
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		4,992
当期変動額		
剰余金の配当	△	2,728
当期純利益		1,686
当期変動額合計	△	1,041
当期末残高		3,951

（単位：百万円）

利益剰余金合計	
当期首残高	4,992
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,728
当期純利益	1,686
当期変動額合計	△ 1,041
当期末残高	3,951
自己株式	
当期首残高	△ 4,332
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	△ 4,332
株主資本合計	
当期首残高	102,597
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,728
当期純利益	1,686
当期変動額合計	△ 1,041
当期末残高	101,555
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	5,740
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 866
当期変動額合計	△ 866
当期末残高	4,874
評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,740
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 866
当期変動額合計	△ 866
当期末残高	4,874
純資産合計	
当期首残高	108,337
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,728
当期純利益	1,686
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 866
当期変動額合計	△ 1,908
当期末残高	106,429

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

４．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	135百万円
２．保証債務	
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証	2,977百万円
３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	207百万円
短期金銭債務	5百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	7,422百万円
営業費用	1,309百万円
営業取引以外の取引による取引高	8,515百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	26,260株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	670百万円
賞与引当金	84百万円
未払事業税	83百万円
子会社株式評価損	252百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	1,116百万円
評価性引当額	△252百万円
繰延税金資産合計	863百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,699百万円
繰延税金負債合計	△2,699百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,835百万円

繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	193百万円
固定負債－繰延税金負債	2,028百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社　　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)東京証券取引所	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 施設・設備の利用 不動産の賃借 資金の借入 債務被保証 役員の兼任	経営管理料の受取 (注１)	5,424	－	－
				出向負担金の受取 (注２)	5,342	その他流動資産	152
				施設・設備利用料の支払 (注３)	550	営業未払金	4
				資金の借入 (注４)	6,500	関係会社短期借入金	11,600
				利息の支払 (注４)	42	－	－
				当社銀行借入に対する債務被保証 (注５)	17,570	－	－
	東京証券取引所自主規制法人	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 役員の兼任	経営管理料の受取 (注１)	1,998	－	－
				出向負担金の受取 (注２)	1,927	その他流動資産	54

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。

（注２）出向負担金の受入額については、当社からの出向者の人件費を基準として決定しております。

（注３）施設・設備利用料については、施設・設備の維持運営に係る費用を勘案して決定しております。

（注４）資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

（注５）当社は、銀行借入に対して(株)東京証券取引所より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　46,808円23銭

２．１株当たり当期純利益　　741円79銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年５月９日

株式会社　東京証券取引所グループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸和弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝田雅也	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京証券取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　連結注記表　Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記３．係争事件に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社東京証券取引所は、みずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関する損害賠償請求訴訟について、平成21年12月４日に東京地方裁判所より賠償金の支払を命じる判決を受け、平成21年12月18日に賠償金の支払をしている。当判決に対し、みずほ証券株式会社は東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所は同裁判所に附帯控訴しており、現在係争中である。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年５月９日

株式会社　東京証券取引所グループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　行　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第５期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年５月11日

株式会社東京証券取引所グループ　監査委員会

監査委員（常勤）広　瀬　雅　行 ㊞

監　査　委　員　清　水　　湛 ㊞

監　査　委　員　松　尾　邦　弘 ㊞

監　査　委　員　森　谷　　敬 ㊞

（注）監査委員清水湛、松尾邦弘及び森谷敬は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上